

一般送配電事業者の平成30（2018）年度 収支状況等の事後評価について

本年度における一般送配電事業者の収支状況等の事後評価の進め方について、ご審議いただく。

1. 趣旨

一般送配電事業者の平成30年度収支状況等の事後評価について、令和元年6月28日電力・ガス取引監視等委員会決定を踏まえ、料金審査専門会合において、電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（平12・05・29資第16号）第2（14）に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理等）を実施することとする。（令和2年1月10日付にて、経済産業大臣から、一般送配電事業者の収支状況の確認について本委員会宛てに意見の求め（資料4－3）があったところ。）

また、事業者の説明責任の下で託送料金の低廉化と質の高い電力安定供給の両立を促進すべく、経営効率化や高経年化対策等に関して、事業者3社から取組状況を聴取する。

2. 本年度の進め方（案）

1) 対象事業者

- ①法令に基づく事後評価：一般送配電事業者10社
- ②公開の場におけるヒアリング：一般送配電事業者3社

- ・ヒアリング対象事業者については原価算定期間や昨年度の事後評価等も踏まえ、以下の事業者とする。

北海道電力、東京電力PG、中部電力

2) 評価内容

料金審査専門会合において、以下の項目について分析・評価する。

① 法令に基づく事後評価（全10社）

- ・ 超過利潤累積額管理表及び乖離率計算書による事後評価（ストック管理及びフロー管理）
- ・ 廃炉等負担金を踏まえた評価

② ヒアリング（３社）

- ・ 託送収支の状況
- ・ 効率化に向けた取組状況
 - ― 経営効率化に向けた取組の進捗
 - ― 調達状況（仕様の統一化、競争発注比率）
- ・ 適切なサービスレベルの確保に向けた取組状況
 - ― 高齢化対策の進捗
 - ― 安定供給（停電回数、停電時間等）

3. スケジュール

1月	料金審査専門会合での審議の開始
	法令に基づく事後評価の結果について経産大臣に回答
今年度目途	料金審査専門会合とりまとめ、委員会への報告

（参考）2017年度託送収支の事後評価における開催時期

2018年	9月26日	経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取
	9月27日	第177回電力・ガス取引監視等委員会事後評価の進め方について審議
	10月25日	第33回料金審査専門会合
	12月12日	第34回料金審査専門会合
2019年	1月15日	第35回料金審査専門会合
	2月18日	第36回料金審査専門会合
	3月15日	第37回料金審査専門会合
	3月28日	第201回電力・ガス取引監視等委員会経済産業大臣への回答について審議
	3月28日	電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣へ回答

一般送配電事業者およびガス導管事業者の収支状況等の 事後評価の在り方について

令和1年6月28日決定
電力・ガス取引監視等委員会

1. 背景

現在の託送料金制度は、電力・ガスシステム改革において、小売全面自由化後の託送料金設定の適正性・透明性を確保する観点から、料金値上げについて厳格な査定を行うとともに、事業者に効率化インセンティブを付与するため、「値上げについては認可制、値下げについては変更命令付き届出制」を採用することが適当とされた。その際、事後評価については、それまでのストック管理方式に加え、より厳正な事後評価を実施する観点から、フロー管理方式を追加的に導入することとなった（電気事業法およびガス事業法）。

電力・ガス取引監視等委員会では、電力については平成28年度実績分から、ガスについては平成29年度実績分から、これら法令に基づく事後評価に加え、独自に各社のコスト削減に向けた取組を評価するとともに、先進的な取組に関する情報の共有を図ることにより、各社の効率化に向けた取組を後押ししてきた（電力・ガス取引監視等委員会決定）。

2. 見直しの方向性

自由化初年度において、こうした多面的かつ詳細な分析・評価が行われたことにより、各社の収支状況や経営効率化の実態が明らかになり、また、取組状況の見える化を通じて他の事業者への横展開が促されるなど、効率化に向けた取組を後押しするという当初の目的は相当程度果たされたと評価される。

他方、引き続き更なる効率化を促すと同時に、必要な投資へとつなげていくためには、事後評価の枠組みや料金審査専門会合における“査定的な”手法にとらわれることなく、それぞれの目的に対応した適切な場・適切な手法・適切な時期に検討を発展させていくことが望ましいと考えられる。

こうしたことから、法令に基づく事後評価（ストック管理・フロー管理等）については引き続き厳正に行っていくとともに、追加的な分析・評価については、その目的を整理した上で、必要に応じて、料金審査専門会合以外の場での検討、

“査定的な”手法以外の方法による取組促進、必要なデータの収集方法の見直し、制度への反映を視野に入れた分析などへ移行させていくこととする。

また、将来的には事業者自らの説明責任の下で、経営効率化等の取組が自律して進んでいく形になることが望ましいことから、制度的な対応も含めて、より効果的で実効性のある取組に発展させていく。

なお、「一般送配電事業者の収支状況（託送収支）の事後評価について」（平成29年1月24日電力・ガス取引監視等委員会決定）については、その取り扱いを見直し、今後行われる目的に応じた検討で代替していくこととする。

3. スケジュール

- 本日：大きな見直しの方向性を決定
- 現状想定される今後の進め方（イメージ）：

7月末	一般送配電事業者およびガス導管事業者が平成30年度の託送収支を公表
(秋頃まで)	(法令上の事後評価の枠外で行う検討事項について検討)
秋	経済産業大臣からの事後評価に関する意見聴取 料金審査専門会合の開催 ※見直し後の事後評価の進め方について当委員会での議論を踏まえ、専門会合に提示
年内目処	料金審査専門会合における事後評価の確認 当委員会での審議を経て経済産業大臣への回答
年明け以降	法令上の事後評価の枠外で行う調査・検討事項のうち、料金審査専門会合で検討することと判断された事項がある場合には議論を継続 (別の場での検討とされる場合には、当該場において検討)